

平成28年度リフレッシュ旅行補助事業実施要領

1. 事業内容

(1) 次の該当会員が平成28年度に旅行する場合、経費の一部を補助する。

該 当 者		補助 限度額
会 員 期 間	互助会起算年月日	
5年に達した会員（6年目の会員）	平成23年4月1日～平成24年3月31日	10,000円
10年に達した会員（11年目の会員）	平成18年4月1日～平成19年3月31日	10,000円
15年に達した会員（16年目の会員）	平成13年4月1日～平成14年3月31日	10,000円
20年に達した会員（21年目の会員）	平成8年4月1日～平成9年3月31日	10,000円
25年に達した会員（26年目の会員）	平成3年4月1日～平成4年3月31日	10,000円
30年に達した会員（31年目の会員）	昭和61年4月1日～昭和62年3月31日	50,000円
平成28年度に定年退職する会員で会員期間が21～26年に達した会員（25年に達した会員を除く）		10,000円
平成28年度に定年退職する会員で会員期間が27年に達した会員		10,000円
平成28年度に定年退職する会員で会員期間が28年に達した会員		10,000円
平成28年度に定年退職する会員で会員期間が29年に達した会員		15,000円

(2) 互助会起算年月日は、年度当初に所属所に送付した「互助会一覧」を参照すること。

(3) 補助は旅行を手配する場合に、「リフレッシュ旅行補助金認定通知書」を互助会が指定する店舗（香川県電子メール・電子掲示板システムの掲示板「福利厚生(香川県教職員互助会)」をご覧ください。）に提出し、旅行代金から補助限度額を差し引くことにより行う。なお、旅行代金が補助限度額に満たない場合は、旅行代金を補助額とする。

2. 補助対象者の確認

(1) 年度当初に「互助会一覧」を所属所に送付することにより行う。

互助会起算年月日から補助対象者を確認の上、補助対象者が下記の4(4)の事由に該当し年度内に旅行することが困難な場合は「対象者除外申出書」(別紙)を提出することにより、翌年度以降の補助対象とする。「対象者除外申出書」を提出しない者は、年度内に旅行するとみなし、翌年度以降の補助対象とはしない。

(2) 平成27年度以前の該当者で、下記の4(4)の事由に該当していた会員を、平成28年度の対象者とする場合は「対象者証明書」(別紙)を提出する。退職予定の会員に係る申請も同様とする。

(3) 「互助会一覧」に訂正がある場合は二重線で訂正し、「対象者除外申出書」及び「対象者証明書」がある場合は添付の上、6月初旬までに提出する。

3. 補助金の交付の決定

確認済み「互助会一覧」を受領した時は、その内容を審査し、補助対象者と認められる者に補助金の交付の決定を行う。補助金の交付の決定後、所属所に補助対象者全員の「リフレッシュ旅行補助金認定通知書」を7月初旬に送付する。

4. その他

- (1) 在籍する所属所と勤務する所属所が異なる会員については、勤務する所属所において手続きを行うものとする。
- (2) 補助は年度1回限りとする。(例えば、長期派遣中等に10年と15年の該当になった者は、復帰した日から1年以内に受けられる補助は15年とする。)
- (3) 該当年度内での旅行のみを補助対象とし、年度内に旅行しない場合は無効とする。
- (4) 次の会員は当該事由の終了した日から1年以内は補助対象とする。
 - ① 育児休業 ② 休職等 ③ 内地留学及び海外研修(1年以上の長期の者)
 - ④ 国立大学等への異動 ⑤ 派遣社教主事 ⑥ 都道府県間の人事交流なお、育児休業、1年以上の長期の内地留学及び海外研修、派遣社教主事、休職等の事由にあっても、旅行可能な者は「対象者除外申出書」を提出しなければ、補助を受けることができる。
- (5) 4～6月に旅行を計画している会員には、互助会にその旨連絡の上、「早期発行依頼書」を提出することにより、「リフレッシュ旅行補助金認定通知書」を発行する。

(以上)